



新型コロナウイルス
感染症対策
特集号

奥多摩町役場 〒198-0212 奥多摩町水川 215-6 ☎0428-83-2111 FAX0428-83-2344 <http://www.town.okutama.tokyo.jp/>

新型コロナウイルス感染症対策について

現在、世界中で感染が拡大している「新型コロナウイルス感染症」について、4月7日に国より緊急事態宣言が発令され、東京都を含む7都府県が対象の地域となりました。

これを受けて東京都から「緊急事態措置」が行われ、徹底的な外出自粛、密閉・密集・密接の3つの「密」を避ける行動、施設利用・イベントの制限などの要請が行われました。

東京都緊急事態措置について

〔期 間〕 令和2年5月6日（水）まで

〔実施内容〕

（1）都民の方に対する徹底した外出自粛の要請（4月8日（水）～5月6日（水））

- ・通院、食料の買い出しなど、生活の維持に必要な場合を除き原則として外出しないでください。
- ・公共交通機関の運休などの要請は行いませんが、帰省などの移動は控えてください。
- ・テレワークを活用するなど、可能な限り在宅勤務をお願いします。

（2）施設の使用停止および催物の開催の停止要請（4月11日（土）～5月6日（水））

種 別	施 設 例	要 請 内 容
基本的に休止を要請する施設	遊興施設、大学、学習塾、一部商業施設等	施設の使用停止および催物の開催の停止要請
施設の種別によって休業を要請する施設	学校（大学等を除く）	原則として施設の使用停止および催物の開催の停止要請
	保育所、学童クラブ、社会福祉施設等	必要な保育等を確保したうえで、適切な対応について協力を依頼
社会生活を維持するうえで必要な施設	医療施設、生活必需品販売施設、食事提供施設、宿泊施設、交通機関、金融機関等	適切な感染防止対策の協力要請（営業時間短縮の協力要請（食事提供施設））

※対象となる施設、東京都緊急事態措置について詳しくは、東京都防災ホームページでご確認ください。

(<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/index.html>)

相談窓口・コールセンター

◎緊急事態措置相談センター ☎03（5388）0567

東京都では、都民みなさんや事業者の疑問や不安に対応するためのコールセンターを設置しました。

〔開設時間〕 午前9時～午後7時（5月6日（水）までの土日祝日を含む毎日）

◎新型コロナ受診相談窓口 ☎03（5320）4592

◎西多摩保健所 ☎0428（22）6141

*お掛け間違いにご注意ください。

感染の予防、検査、医療に関することや、心配な症状が出た時の対応などについてご相談ください。

つぎのような症状がある方は、外出（出勤）せずに自宅で経過を観察しましょう。

また、4日以上（高齢者・基礎疾患のある方は2日以上）続く方はご相談ください。

- ・37.5℃以上の発熱、風邪のような症状、倦怠感がある
- ・風邪のような症状がなくても、味覚や嗅覚に異常を感じたとき

〔対応時間〕 相談窓口:24時間対応（土日祝日・平日の夜間）／西多摩保健所:午前9時～午後5時（平日）